

岡山県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等情報の公表について、必要な事項を定める。

第2 趣旨

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、本要綱を策定する。

第3 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

1 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活

援助及び指定共同生活援助

2 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

3 指定計画相談支援

4 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

5 指定障害児相談支援

6 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

第4 障害福祉サービス等情報の具体的内容

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の9の8及び児童福祉法施行規則（昭

和23年厚生省令第11号)第36条の30の4に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報のとおりとする。

第5 報告の対象となる事業者

- 1 本要綱に定める基準日より前に第3に掲げる指定障害福祉サービス等を提供している事業者（指定都市及び中核市の長から指定を受けた場合を除く。）
- 2 基準日以降に新たに第3に掲げる指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者（指定都市及び中核市の長から指定を受けた場合を除く。）

第6 報告の単位

障害福祉サービス等情報の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていないなどのやむを得ない場合は、経営情報の報告に限り法人単位での報告でも差し支えないものとする。

第7 基準日

4月1日

第8 実施期間

基準日から翌3月31日まで

第9 報告の内容

- 1 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業と併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。
- 2 事業所等の財務状況が分かる書類として、原則として財務諸表を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。なお、当該書類は直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。

第10 報告の開始日

- 1 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

- (1) 基本情報、運営情報

5月1日

- (2) 経営情報

障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後

- 2 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

第11 報告の期限

- 1 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

- (1) 基本情報、運営情報

7月31日

- (2) 経営情報

障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後3月以内

- 2 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

第12 報告の方法

事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「情報公表システム」という。)を通じて知事に報告することとする。ただし、情報公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

第13 公表の時期(経営情報を除く)

- 1 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後2か月以内

- 2 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後1か月以内

第14 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ(URL)及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、情報公表システムを通じて知事に報告を行うこととする。

第 15 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第 7 6 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 3 3 条の 1 8 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

第 16 調査の実施

1 調査の目的

障害者総合支援法第 7 6 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 3 3 条の 1 8 第 3 項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、子ども・福祉部指導監査課又は県民局が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

2 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の場合に行う。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われる場合
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があった場合
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行う場合
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等が生じた場合等）

3 調査の実施方法

(1) 基本的事項

① 調査の内容

調査は、第 4 の基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

② 調査の方法

調査は、原則として、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

(2) 具体的事項

① 面接調査の方法

ア 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前 1 年間とする。

イ 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

ウ 運営情報の調査方法に係る共通的事項

- (ア) 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。
- (イ) 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
- (ウ) 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。
- (エ) 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- (オ) 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。
- (カ) 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

② 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

4 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、子ども・福祉部指導監査課又は県民局が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みではないことに留意すること。

第17 情報の公表

1 手続

子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、本要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

経営情報においては、事業所から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

2 公表の方法等

子ども・福祉部指導監査課又は県民局が行う情報の公表方法は、次によるものと

する。

(1) インターネットによる公表

子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(2) その他の公表方法

子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(3) 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示し、又は当該情報を記載した書面を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

第 18 相談及び苦情等の対応

1 相談及び苦情等対応窓口

子ども・福祉部指導監査課又は県民局とする。

2 苦情等に対する基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。事業者から適切な説明が得られなかった場合、知事は、障害者総合支援法第 7 6 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 3 3 条の 1 8 第 4 項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討する。

3 苦情等に関する対応経過の記録等

子ども・福祉部指導監査課又は県民局は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。